投資者の皆さまへ

作成基準日：2026年9月30日

ベトナム＆アジア成長国ファンド

追加型／海外／株式

基準価額と純資産額の推移※1

基準価額

10,016円

純資産総額

1,251 百万円

資産構成※2

ベトナム・ロータス・マザーファンド	68.46%
フランクリン FTSE インド ETF	26.06%
iシェアーズMSCI フィリピンETF	4.05%
現金など	1.44%
合計	100.00%

分配実績(1万口当たり、税引前)※3

2026/02	0円
2026/05	0円
2026/08	0円
設定来合計	0円

ハイ・ウォーター・マーク※4

次回計算期間の終了日まで 10,910円

期間別騰落率※5

	1ヵ月	3ヵ月	6ヵ月	1年	3年	設定来
ファンド	-5.57%	-8.19%	0.57%	-4.24%	-	0.16%

組入推移の状況

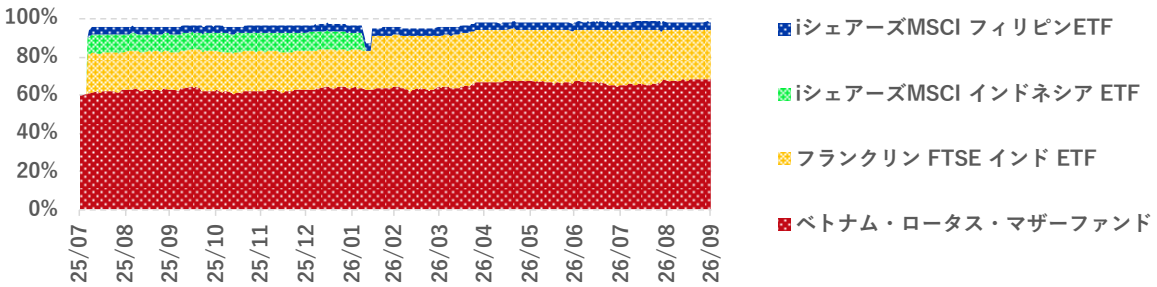

(※1) ■ 基準価額および再投資基準価額は、運用管理費用（信託報酬）控除後の値です。詳細は後記の「ファンドの費用」をご覧ください。■ 再投資基準価額の推移は、税引前分配金を全額再投資したものとして算出しているため、実際の受益者利回りとは異なります。 (※2) ■ 指定投資信託証券の合算組入比率は、通常の状態で高位に維持することを基本としますが、市況動向および資金動向などにより、異なる場合があります。■ 追加設定の計上タイミングと投資対象の購入処理等のタイミングのずれ等により、組入比率の合計が100%をこえる場合があります。 (※3) ■ 分配実績は、直近3期分です。 (※4) ■ 決算日に収益分配金が発生した場合には、決算日前営業日の公表基準価額から収益分配金を控除した価額が、翌期のハイ・ウォーター・マークとなります。信託報酬のほかに、実績報酬を設けており、超過収益が発生した場合には収益の16.5%（税抜15%）が各決計算期末および償還時に支払われます。なお、実績報酬は超過収益に応じて発生するため、実質的な数値を表示することはできません。計算期間中にファンドの解約をした場合には、解約価額（基準価額公表から信託財産留保額を控除した額）が既に実績報酬を含んで算出されておりますので、追加で実績報酬が発生することはありません。(※5) ■ 税引前分配金を全額再投資したものとみなして算出しています。

ポートフォリオの状況

作成基準日：2026年9月30日

月末組入比率の状況

月末組入比率状況

内訳	組入比率
ベトナム	68.5%
● ベトナム・ロータス・マザーファンド	68.5%
アジア成長国	30.1%
● フランクリン FTSE インド ETF	26.1%
● iシェアーズMSCI フィリピンETF	4.1%
現金など	1.4%
合計	100.0%

※追加設定の計上タイミングと投資対象の購入処理等のタイミングのずれ等により、比率が100%をこえる場合があります。

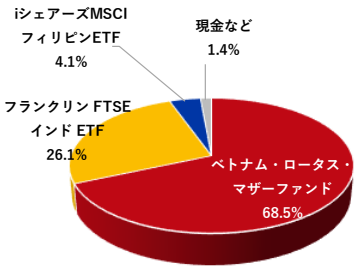

ベトナム・ロータス・マザーファンドの状況

銘柄別組入れ上位5銘柄　組入れ銘柄数 91 銘柄

	銘柄名	業種等	純資産比
1	ビンホームズ	不動産	9.94%
2	ビングループ	不動産	9.54%
3	ベトナム外商銀行	銀行	5.71%
4	VPバンク	銀行	4.43%
5	ベトナム・テクノロジカル＆コマーシャル・ジョイント・ストック・バンク	銀行	3.71%

業種別組入れ上位5業種

	業種名	純資産比
1	銀行	31.46%
2	不動産	27.92%
3	素材	8.52%
4	各種金融	6.10%
5	小売	5.46%

※ 純資産比の数値は、ベトナム・ロータス・マザーファンドの純資産比率で、当ファンドの組入比率ではありません。

ベトナム株式の主な組入銘柄の紹介

●ビンホームズ（VHM）　：ビングループが株式の74%を保有するベトナム最大の住宅デベロッパーです。ハノイとホーチミンとその周辺地域を中心に2番手のデベロッパーの3倍以上の開発用地を保有しています。2026年第2四半期は前年同期比2.8倍の増収で、同2.9倍の増益でした。

●ビングループ（VIC）：ベトナム最大の複合企業です。本業の不動産開発に加えて、傘下のビンファストでの電気自動車（EV）の生産、さらにAIの研究と話題に欠きません。ビングループはビンファストのEV生産に加えて、充電インフラとタクシーサービスを総合的に提供する戦略でベトナムでのEV販売を急激に伸ばしており、同じ戦略でアジアでの事業拡大を行っています。2026年第2四半期は前年同期比2.6倍の増収で、前年同期の赤字から黒字化を達成しました。

●ベトナム外商銀行（VCB）：緑のロゴマークで知られ、ベトナム全土に600以上の支店・拠点網を展開する最大級の銀行です。ベトナム国家銀行が約75%、みずほフィナンシャルグループが約15%の株を保有しています。2026年第2四半期は前年同期比44%の増収で、同65%の増益でした。

●VPバンク（VPB）：三井住友フィナンシャルグループが約15%の株を保有するベトナムの最大級の民間銀行で、リテールと消費者金融に強いという特徴を持っています。2026年第2四半期は前年同期比40%の増収で、同72%の増益でした。

●ベトナム・テクノロジカル＆コマーシャル・ジョイント・ストック・バンク（TCB）　：ベトナムの大手商業銀行の一行で、ベトナムの食品・流通企業のマサン・グループが約15%の株を保有しています。2026年第2四半期は前年同期比19%の増収で、同約18%の増益でした。

作成基準日：2026年9月30日

市況概況

ベトナム株式市場は、中東情勢の緊迫化や米国の金融引き締め長期化観測など、世界的なマクロ要因が重荷となり軟調な展開となりました。米国とイランの紛争に絡む供給不安から原油価格が急騰し、グローバルなインフレ懸念が再燃しました。加えて、米連邦準備制度理事会（FRB）が連邦公開市場委員会（FOMC）で利上げを決定し、年内の追加利上げ見通しを示したことで、米国の10年物国債利回りは約20年ぶりの高水準に達しました。こうした世界的な金利上昇による景気下振れ懸念から投資家のリスク回避姿勢が強まり、ベトナム株式市場でも広範な業種で売りが優勢となりました。一方で好材料もあり、9月21日にはFTSEラッセル（ロンドン証券取引所グループ傘下の株価指数算出会社）の新興国指数への組み入れが実施されました。これは外国人投資家の資金誘致を目指して長年市場改革に取り組んできた同国にとって大きな節目となりましたが、相場全体を支えるには至りませんでした。インド株式市場は、中東情勢を背景とした原油高や、外国人投資家の売り越しを嫌気し大幅に下落しました。ペルシャ湾での船舶攻撃など原油の供給不安が高まり、投資家心理を圧迫しました。また、米長期金利の上昇やFRBの追加利上げ観測も相場の重荷となりました。米国の株安を受けたIT株の下げが目立ったほか、インフレ懸念や企業収益への悪影響が警戒され、原油輸入依存度の高いインド株全体に売りが広がりました。フィリピン株式市場は、インドと同様に原油の輸入依存度が高いことから、原油価格の上昇に伴うインフレ加速への懸念が強まり下落しました。さらに、米国の長期金利上昇を背景とした新興国からの資金流出懸念や、世界的な投資家心理の悪化も相場の重荷となり、月間を通して売りが優勢な展開となりました。

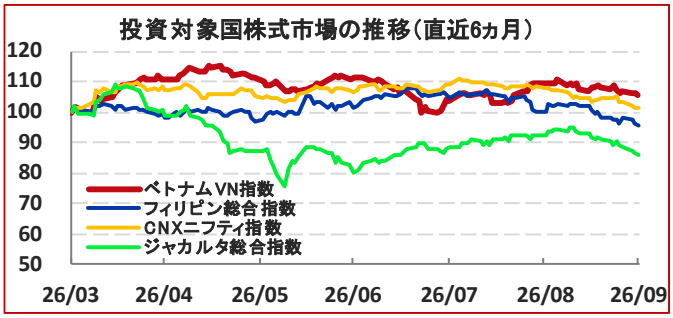

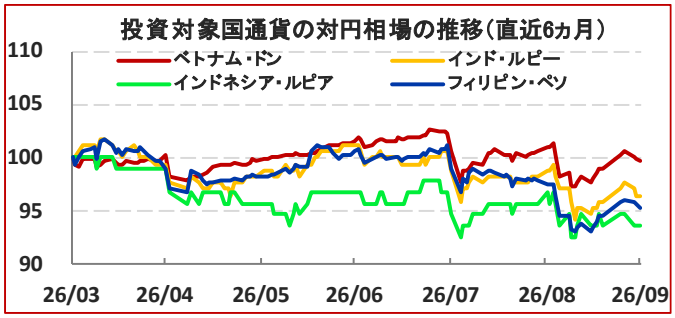

※各株価指数は、直近6カ月前を100と指数化して算出しています。各為替レートは、資産運用業協会が公表する仲値を使用して表示しています。

運用概況

今月の当ファンドの基準価額は、前月末比5.57％の下落となりました。

当ファンドの指定投資対象証券を通じて、当月末時点でベトナム株を68％程度、インド株を26％程度、フィリピン株を4％程度の投資配分とし、投資対象国を3か国として運用を行いました。ベトナム株への実質的な投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の過半とし、長期的な強気見通しに基づき、月を通して60％超を維持しました。その結果、今月のパフォーマンスは、当ファンドの国別の指定投資対象証券において、ベトナム、インドおよびフィリピンがマイナス寄与となりました。為替市場では円高傾向となり、投資対象国通貨は対円で、ベトナム・ドンが1.4％、インド・ルピーが2.4％、フィリピン・ペソが2.3％の下落となりました（※各通貨の騰落率は対円の月間騰落率で、参考として資産運用業協会が公表する仲値を使用しています）。

今後の運用方針

今後ベトナム株は、格上げが発効される2026年9月から2027年9月まで段階的に、FTSEラッセルが算出する全世界株式指数や新興国株式指数へ組み入れられます。今回の組み入れにより、最大60億ドルがベトナムに流入する可能性があるとの見通しが示されています。その移行は2027年にかけて4段階で行われ、2026年9月に10％、2027年3月に20％、同年6月と9月に35％ずつ組み入れられる予定です。足元では世界的な金利上昇に伴うリスク回避姿勢などから外国人投資家の売り越しが相場の重荷となっていますが、今後は前述のスケジュールに沿ったパッシブ資金の流入に加え、新興国への格上げに伴うアクティブ資金の新規参入も期待されることから、こうした海外からの資金流入が株価を下支えしていくと考えられます。経済面では、ベトナムの2026年7-9月期の実質GDP成長率は、外国からの投資拡大と工場生産の増加を背景に急加速し、市場予想を上回り、政府が掲げる年間2桁成長という目標が射程に入る前年同期比9.95％の高い伸びとなり、同年4-6月期の8.39％から大きく加速しました。足元の経済は堅調に推移していますが、原油の供給制約や価格高騰が実体経済へ与える影響については注意が必要です。一方、政府が燃料への免税や補助金支給などを通じて影響の緩和に努めているほか、成長目標（前年比10％以上）の維持を表明していることは、市場に一定の安心感を与えています。これらの好材料を背景に、ベトナム株への投資比率は引き続き60％超を維持します。また、インドについては、格付け会社ムーディーズが中東情勢の緊迫化のもとでも経済の底堅さを保っていることを理由に、今年度（2026年4月～2027年3月）の実質国内総生産（GDP）成長率予想を従来の6％から7％に引き上げました。原油価格の上昇が懸念されるものの、今後もこうした底堅い経済成長が期待されることから、インド株への投資比率は20％～30％程度を維持します。フィリピン株については、4％程度の比率を基本としつつも、PER（株価収益率：株価と利益を比べて株価が割安か割高かを判断するための指標）の観点から依然として割安感が目立つことから、引き続き比率微増の機会を窺う方針です。

作成基準日：2026年9月30日

ファンドの目的・特色

☞ ファンドの目的：信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

☞ ファンドの特色：主として、ベトナム、インド、インドネシア、フィリピンなど、インドやASEAN（東南アジア諸国連合）で相対的に高い成長が期待される国（アジア成長国）の株式等を実質的な投資対象とします。

- ベトナムの株式への実質的な投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の過半とします。
- ベトナムへの投資にあたっては、「ベトナム・ロータス・マザーファンド」を通じて、主としてベトナムの取引所に上場しているベトナム株式、ならびに世界各国・地域（日本を含む。）の取引所に上場しているベトナム関連企業の株式等に投資します。銘柄選択は、企業収益の成長性・財務健全性・流動性等を勘案して柔軟に行います。
- 外貨建て資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

投資リスク等

信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

当ファンドは指定投資信託証券への投資を通じて、主として、ベトナムやインド、インドネシア、フィリピンなどのアジア成長国の株式などの値動きのある金融商品（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資しておりますので、当ファンドの基準価額は変動します。受益者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンド、および、当ファンドが投資する指定投資信託証券の基準価額の変動要因となる主なリスク

- 有価証券の価格変動リスク･･･当ファンドは、指定投資信託証券を通じて株式や債券など値動きのある有価証券を組入れており、指定投資信託証券は、組入れた株式や債券の価格変動の影響を受けます。株式や債券等の価格は、国内外の政治、経済、社会情勢、株式や債券等の発行企業の経営状況等により変化します。その結果、ファンドの基準価額が値下がりすることがあります。
- 為替変動リスク･･･当ファンドは、指定投資信託証券を通じて外貨建資産に投資しておりますので、為替相場の変動の影響を受けます。為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には基準価額が値下がりする要因となります。
- 信用リスク･･･当ファンドは、指定投資信託証券を通じて投資している有価証券や金融商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあり、これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。
- カントリーリスク･･･当ファンドは、投資先の国の政治、経済および社会情勢等の変化ならびに法制度および税制度等の変更により、市場が混乱した場合、または取引に対して新たな規制もしくは税金が課されるような場合には、基準価額が値下がりする要因になります。
- 解約による資金流出入に伴うリスク･･･大量の解約が発生した場合には、保有資産を急いで売却しなければならず、不利な価格での売却を余儀なくされ、ファンドの基準価額が下落する可能性があります。
- 流動性リスク･･･当ファンドにおいて有価証券等を売却または取得する際に、市場規模、取引量、取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合には、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないことや、値動きが大きくことがあり、基準価額に影響をおよぼす可能性があります。
- 国別配分リスク･･･当ファンドが特定の国または地域に投資対象を集中させている場合、その国または地域の政治的･経済的な情勢、制度変更、自然災害、政情不安、通貨の変動などの影響を大きく受ける可能性があります。こうした事象が発生した場合、当該国･地域の市場全体が下落し、ファンドの基準価額が大きく変動する要因となることがあります。このように、国や地域ごとの配分によっては、投資元本を下回る損失が発生するリスクがあります。

（ご注意）以上は、基準価額の主な変動要因であり、変動要因はこれに限られるものではありません。

作成基準日：2026年9月30日

分配方針

原則、年４回（毎年２月、５月、８月、１１月の２０日。ただし、休業日の場合には翌営業日とします。第一計算期間末は２０２５年１１月２０日です。）決算を行い、以下の方針に基づいて収益の分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子･配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配を行わないこともあります。
- 収益分配に充てず信託財産内に留保した利益について、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、運用を行います

※ 将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

その他のご留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の６の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金の申し込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。
- 分配金は、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した運用収益を超えて支払われる場合があります。投資者のファンド購入価額によっては、分配金の一部または全部が実質的には元本の一部払戻に相当する場合があります。

当資料のご留意点

- 当資料は、ファイブスター投信投資顧問株式会社が作成した販売用資料であり、法令に基づく開示書類ではありません。
- 当資料に記載の過去の運用成績、運用内容は将来の運用成果、運用内容を保証あるいは示唆するものではありません。
- 当資料は、原則として表示桁数未満を四捨五入しているため合計の数値とは必ずしも一致しません。
- 当資料はファイブスター投信投資顧問株式会社が信頼性が高いと判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。記載された市況や見通し等は作成日時点のものであり、将来の株価等の動きやファンドの将来の運用成果を保証するものではありません。また、将来予告なしに変更される場合もあります。
- 当資料をご覧いただくにあたっては、「投資リスク」、「その他の留意点」、及び「分配方針」を必ずご確認ください。
- お申込の際は、販売会社よりお渡しする「投資信託説明書（交付目論見書）」を必ずご確認のうえ、お客様ご自身でご判断ください。

お申込みメモ

作成基準日：2026年9月30日

購入単位	1口または1円単位として販売会社が定める単位
購入価額	購入申込日の翌営業日の基準価額とします。
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	1口または1円単位として販売会社が定める単位
換金価額	換金（解約）受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	原則として換金（解約）受付日から起算して8営業日目からお支払いします。 ただし、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、換金代金の支払いを延期する場合があります。
申込締切時間	営業日の午後3時30分までに、販売会社が受付けた分を当日のお申込み分とします。
購入・換金申込不可日	以下の日においては、購入および換金（解約）のお申込みができません。 米国またはベトナムの証券取引所または銀行のいずれかの休業日（土曜日および日曜日を除きます。）
換金制限	ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の解約には受付時間制限および金額制限（1億口または1億円以上の解約は、正午まで）を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金（解約）の受付を中止すること、および既に受付けた購入・換金（解約）申込みの受付を取消す場合があります。
信託期間	原則として無期限（2025年7月31日設定）
繰上償還	次のいずれかの場合等には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託者と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させること（繰上償還）ができます。 ■受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合 ■やむを得ない事情が発生したとき ■繰上償還することが投資者のために有利であると認めるとき ■この信託が主要投資対象とする投資信託証券が存続しないこととなる場合
決算日	年4回。（原則として毎年2月、5月、8月、11月の20日。ただし、休業日の場合には翌営業日） ※ただし、第一計算期間は2025年7月31日から2025年11月20日までとします。
収益分配	年4回、毎決算時に収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。
信託金の限度額	ファンドの信託金の限度額は1,000億円です。
公告	電子公告により行ない、委託会社のホームページに掲載します。 ホームページアドレス https://www.fivestar-am.co.jp なお、やむを得ない事由により公告を電子公告によって行なうことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	原則として、毎年5月20日、11月20日（休日の場合は翌営業日）および償還時に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、知れている受益者に対して交付されます。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 益金不算入制度の適用はありません。

ファンドの費用

作成基準日：2026年9月30日

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入申込日（ただし、当初募集期間においては、1口当たり1円）の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た額に、上限を3.3%（税抜3.0%）として、販売会社が定める料率を乗じて得た額とします。購入時手数料は、商品および関連する投資環境の説明や情報提供など、ならびに購入に関する事務コストの対価です。
信託財産留保額	一部解約申込日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額とします。 信託財産留保額は、ご換金（解約）額から控除され、投資信託に組入れられます。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用（信託報酬）

当ファンドの日々の純資産総額に年1.397%（税抜年1.270%）の率を乗じて得た額とします。
運用管理費用は、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払われます。

購入当ファンドの運用管理費用（信託報酬）（年率）		年1.270%（税抜）	運用管理費用＝日々の純資産総額×信託報酬率
配分	委託会社	年0.60%	委託した資金の運用の対価
	販売会社	年0.60%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
	受託会社	年0.07%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価
投資対象とする投資信託証券		年0.000%～0.590%程度（※マザーファンド以外の組入れ比率は50%以下として年0.095%～0.295%程度）	
実質的な負担※		**年1.492%～1.692%（税抜年1.365%～1.565%）程度**	

※ 投資対象とする投資信託証券の組入比率などにより±0.2%程度変動しますので、受益者が負担する実質的な信託報酬も変動します。
※ 信託報酬のほかに、実績報酬（ハイ・ウォーターマーク方式）を設けており、超過収益が発生した場合には収益の16.5%（税抜15%）が各計算期間末および償還時に支払われます。なお、当該費用は超過収益に応じて発生するため、実質的な数値を表示することができません。

その他の費用・手数料

諸費用として、以下の費用等が信託財産から支払われます。
■有価証券取引に伴う手数料（売買委託手数料等並びに消費税等相当額を含みます。）
■信託財産に関する租税
■監査報酬（監査報酬に係る消費税等相当額を含みます。）
■上記費用の他、以下の諸費用（消費税等相当額を含みます。）も受益者負担とし、信託財産中から支弁します。
①この信託の計理業務およびこれに付随する業務に係る費用
②振替受益権に係る費用ならびにやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合における発行および管理事務に係る費用
③有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書（これらの訂正に係る書類を含みます。）の作成、印刷および提出に係る費用
④目論見書および仮目論見書（これらの訂正に係る書類を含みます。）の作成、印刷および交付に係る費用（これらを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
⑤信託約款の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁へ提出する場合の提出費用も含みます。）
⑥運用状況に係る情報の提供に係る費用（これを監督官庁へ提出する場合の提出費用も含みます。）
⑦この信託の受益者に対してする公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
⑧格付けの取得に要する費用
⑨この信託の法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用
⑩投資信託財産に属する資産のデフォルト等の発生に伴う諸費用（債権回収に要する弁護士費用等を含みます。）
⑪組入外貨建資産の保管口座開設費用、および保管費用
⑫組入外貨建資産等の調査費用

※ その他の費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

ファンドの関係法人

作成基準日：2026年9月30日

委託会社：信託財産の運用指図等を行います。 **ファイブスター投信投資顧問株式会社** 金融商品取引業者：関東財務局長（金商）第2266号 一般社団法人資産運用業協会会員	**委託会社の照会先** ホームページアドレス https://www.fivestar-am.co.jp/ お客様デスク 03-3553-8711 （受付時間：委託会社の営業日の午前9時～午後5時まで）

受託会社：信託財産の保管・管理業務等を行います。

三井住友信託銀行株式会社（再信託受託会社：株式会社日本カストディ銀行）

販売会社：受益権の募集・販売の取扱い、換金（解約）事務、換金代金・収益分配金・償還金の支払い等を行います。

販売会社の名称等

販売会社		登録番号	日本証券業協会	一般社団法人 資産運用業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会
共和証券株式会社	金融商品 取引業者	関東財務局長 （金商）第64号	○	○		

※加入している金融商品取引業協会を○で表示しております。上記の表は、ファイブスター投信投資顧問株式会社が基準日時点で知りうる信頼性が高いと判断した情報等から細心の注意を払い作成したものですが、その正確性、完全性を保証するものではありません。